



# こ ん な と き は かならず届出を!



国民年金は、20歳から60歳までの日本に住むすべての方が加入する制度です。  
厚生年金に加入している方が会社などを退職したときは、手続きが必要になります。  
届出が遅れると、将来、年金を受給できない場合があります。  
忘れずに届出をしましょう。

## 国民年金の加入者は3種類

- 第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方など、第2号被保険者、第3号被保険者でない方
- 第2号被保険者…民間会社や公務員など、厚生年金に加入している方
- 第3号被保険者…厚生年金に加入している第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万未満)の方

## ◆手続きが必要な場合

どんなとき	どうする	届出先
民間会社などを退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者への加入手続き</li> <li>扶養されている配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き</li> </ul>	市民窓口グループ
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3号被保険者への変更手続き</li> </ul>	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き</li> </ul>	市民窓口グループ
年金手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>再交付の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者 市民窓口グループ</li> <li>第3号被保険者 配偶者の勤務先</li> </ul>
口座振替を開始・変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替納付(変更)申出書の提出</li> </ul>	口座のある金融機関
納付書を紛失したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付書再発行の手続き</li> </ul>	刈谷年金事務所
保険料を納めることが困難なとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料免除の手続き</li> </ul>	市民窓口グループ
学生で保険料を納めることが困難なとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生納付特例の手続き</li> </ul>	市民窓口グループ
50歳未満で保険料を納めることが困難なとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付猶予の手続き</li> </ul>	市民窓口グループ
65歳になったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢基礎年金の請求</li> </ul>	市民窓口グループ (第1号被保険者の期間のみ加入の方)

※このほかにも手続きが必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

問合せ先 ・ 市民窓口グループ ☎52-1111(内線216)  
・ 刈谷年金事務所 国民年金課 ☎21-2110